

山岳同人“わたぐも”規約

第1条 [会の名称] 本会の名称は、山岳同人“わたぐも”とする。

第2条 [目的] 本会は、スポーツとしての登山を通じて、

1. 会員相互の信頼関係の形成・強化、
2. 会員の登山技術の向上、
3. 我が国における登山マナーの向上を図ることを目的とする。

第3条 [会員] 本会の会員は、前条の目的に賛同し、かつ本規約を承認する岳人によって構成されるものとする。

二. 本会の会員は、「会員名簿」に記載される。

第4条 [機関] 本会は、次の各号に掲げる機関を設置する。

1. 総会：本会の最高意思決定機関であり、出席者の3分の2以上の賛成をもって、議決権を有する。(年1回、5月開催)。
2. 例会：本会の活動に関する意思決定機関であり、出席者の2分の1以上の賛成をもって、決定権を有する。(月1回開催)。
3. 臨時例会：年間山行計画、および月例山行の立案等を行う(随時開催)。
4. 登山技術研究会：登山技術、装備、山岳気象、地形、救急医療、等に関する研究発表・訓練を行う。(随時開催)。

第5条 [役職] 本会は、次の各号に掲げる役職を置く。

1. 代表：本会を代表する。
2. 副代表：代表を補佐する。
3. チーフリーダー：臨時例会を運営する。
4. 監査：本会の会計監査を担当する。

第6条 [役職の任命および任期] 前条に掲げた各役職の任期は、総会において行い、任期は1年とする。役職の兼任・継続は、特別の事由がない限り妨げないものとする。

第7条 [顧問] 本会は、本会の趣旨に賛同する岳人を顧問に任命することができる。顧問は、本会の会山行に参加する等の会員に準ずる権利を有する。

第8条 [会計] 本会の運営費用は、入会金、月会費、特別会費をもって充当する。

- 二. 入会金および月会費は、「細則」において定める。
- 三. 本会の予算および決算は、総会においてのみ承認されるものとする。
- 四. 本会の会計年度は、4月1日より翌3月末日までとする。

第9条 [入会・退会] 本会への入会は、例会において審査し、その承認を得なければならない。

二. 本会からの退会は、例会において審査し、その承認を得なければならない。

第10条 [会山行] 本会は、最低月1回の会山行を企画し、実施する。会山行のリーダーの選任は、例会において決定する。

二. 会山行のリーダーは、会山行の打ち合わせおよび報告を例会において行う。

第11条 [個人山行] 本会会員の個人山行は、例会、または臨時例会に届け出て、その承認を得なければならない。例会の承認のない山行は、個人山行とは認められず、本会とは何らかかわりないものとする。

第12条 [留守本部] 会山行および個人山行には、例会の承認を得た留守本部を設置しなければならない。山行リーダーは、留守本部に山行計画書を提出し、また下山後、24時間以内に留守本部に下山の連絡をしなければならない。

第13条 [遭難対策] 本会会員のかかわる遭難事故の対応策は「わたぐも遭難対策要綱」に基づくものとする。

第14条 [細則] 本規約には、「細則」を設ける。

第15条 [規約の変更] 本規約の変更は、総会の議決権によって行うものとする。

付則 本規約は、昭和 58 年 4 月 1 日より実施する。
昭和 58 年 4 月 2 日一部改正。
昭和 61 年 4 月 2 日一部改正。
平成 1 年 4 月 4 日一部改正。
平成 7 年 4 月 4 日一部改正。
平成 14 年 4 月 22 日一部改正。
平成 20 年 5 月 14 日一部改正。

山岳同人“わたぐも”細則

1. [役職] 山岳同人“わたぐも”規則 第 5 条の各号に定める役職のほかに次に掲げる役職を置く。
総務：会員名簿の作成、個人情報管理、文書の管理、山行記録の管理。
会計：会計の処理。
装備：共同装備の管理。
広報：わたぐも公式サイト管理および運用。
渉外：山岳保険、身分書発行の事務手続きなど。
遭難対策：遭難対策一般。
会場：例会会場の確保。
2. [会費] 会費等は次のとおりとする。
入会金：2000 円
月会費：500 円（正会員）
会計担当者は、最低でも年 1 回以上、会員に対して会費納入状況を告知し、会費未納者に対して督促しなければならない。
3. [計画書] 山行の計画書は、本会所定の用紙を用い、提出用、留守本部用、代表用、チーフリーダー用、携帯用の最低 5 部を作成しなければならない。
4. [報告書] 山行の報告書は、会山行、個人山行を問わず、必ず広報担当者に提出しなければならない。
5. [長期にわたる会費滞納者の扱い] 会費滞納が 1 年間を超え、かつ督促に応じない会員に対しては、例会における審査のうえ退会扱いとする。
6. [その他の役職] 必要に応じ 1 項に定める役職の他に特命事項を担当する役職および地方支部・海外支部を置くことができる。

2008 年現在、その他の役職および支部は次のとおりである。

新人対応：見学者、入会希望者、または新入会員への対応

付則 平成 14 年 4 月 22 日一部改正。
平成 15 年 5 月 21 日一部改正。
平成 17 年 5 月 24 日一部改正。
平成 20 年 5 月 14 日一部改正。